

# るもい地域農畜産物等PR事業委託業務

## 公募型プロポーザル企画提案指示書

### 1 業務名

るもい地域農畜産物等PR事業委託業務

### 2 目的

本業務では、「るもいフェア」において、市町村等から提供されるビッグデータを踏まえて、管内の食や自然等に嗜好が合う首都圏住民に効果的なPRを行うとともに、開催時の情報収集に基づくフォローアップにより、生産者ECやふるさと納税の利用に結び付けることで、新たな「るもいファンの獲得・リピーター化」を促すプロセスを構築する。

### 3 委託業務の内容

委託する業務の内容は次のとおり。なお、業務の遂行に当たっては事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、委託者と協議の上、実施すること。

本事業の効果を地域の幅広い生産者・事業者への支援に繋げるため、新たな「るもいファンの獲得・リピーター化」を促すプロセス構築を目的として、首都圏等のイベントスペース等において、食資源PRのための農畜産物を中心とした地域産物の物販や、試供品配付・試食、地域PRのためのアウトドアの展示等を行うフェアを開催する。

#### (1) 新たな「るもいファンの獲得・リピーター化」を促すプロセスの構築

##### ア るもいフェアの開催時期・場所・内容の設定の提案

- ・開催時期は、原則として令和5年9～10月、2日間以上とすること。
- ・開催場所は、集客が見込める首都圏のイベントスペース等を会場とすること。
- ・開催内容は、食資源PRのための農畜産物・水産物・加工品等の物販ブース、及び試食・試供品配付ブース、地域PRのためのアウトドア展示ブースの3つを会場に設置して実施することを基本とし、新たな「るもいファンの獲得・リピーター化」を促すプロセスの構築という目的を踏まえつつ、集客が見込める内容とすること。
- ・なお、目的の達成に効果的な会場の提案がある場合は、選定理由を添え、具体的な場所・店名を提案すること。

##### イ ビッグデータを踏まえた出展商品等の選定方法の提案

- ・提供されるビッグデータを踏まえて、出展商品等の選定方法を提案すること。
- ・ビッグデータは、市町村や事業者から提供される、ふるさと納税者やEC購入者の性別、年代、居住地、返礼品（購入商品）などのデータを予定している。
- ・本業務は、道の委託費のほか、農畜産物等のPRを主目的とした事業費が次の市町村から拠出されるため、試食や試供品の配付など、当該予算の効果的な活用方法についても提案すること。

##### 【事業費を拠出する市町村及び金額】

留萌市・増毛町・小平町・苫前町・羽幌町・初山別村・遠別町・天塩町 計2,000千円

- ・なお、ビッグデータは、開催準備・出展商品等の検討にのみ使用し、それ以外の目的に使用してはならない。

##### ウ 来場者のデータ収集・分析、及び開催実績等に基づくPR手法の提案

- ・開催前に、来場者のデータ収集・分析手法を提案すること。
- ・収集したデータは受託者にて分析の上、分析結果を委託者に報告すること。
  - ① 報告期限 令和6年1月31日（水）
  - ② 仕様 任意の様式とし、本委託事業の実績報告書に記載すること。
  - ③ サンプル数 300サンプル以上
  - ④ 分析項目 ・購買状況やPRブース参加状況など来場者の行動傾向の把握

- ・フェアの周知広告による効果の検証
- ・アンケートによる満足度・知名度調査、及び課題整理
- ・サンプル数が僅少等の理由により分析困難な場合は、委託者と受託者が別途協議した上で分析手法や項目を決定すること。
- ・開催実績、来場者等のデータ分析を基に、次年度以降のフェア開催やWebでの農畜産物等のPRについて、委託者に提案すること。

(2) 食資源とアウトドアを組み合わせたフェアの開催運営

ア 食資源とアウトドアを組み合わせたPR手法の提案

- ・集客促進を目的とした食資源とアウトドアを組み合わせた展示や取組などのPR手法について、委託者に提案すること。

イ フェアの開催運営

- ・フェアの効率的かつ円滑な開催に必要な会場設営、人員体制等を提案し、開催時においても委託者と連携して適切な運営を行うこと。
- ・フェアの開催に必要な会場使用料や什器使用料を負担すること。
- ・集客促進に効果的な周知広報を行うこと。

(3) 実績報告書の作成

- 3 (1) から (2) までの実施結果について実績報告書を作成し、委託契約期間内に紙媒体 (A4判) 1部、電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) 1部を委託者へ提出すること。

#### 4 委託期間

契約締結日から令和6年2月29日(木)まで

#### 5 予算額

3,505千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

- (1) 本業務は、自然災害や感染症その他のやむを得ない事情により、委託業務の実施の中止や業務内容を変更する場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により、提案内容を変更するか、契約を行わないことがある。

また、本業務は、令和5年度予算配当前の準備行為として行うものであり、予算配当日や配当額の変更などにより委託期間、業務の内容及び委託料の額を変更するか、契約を行わないことがある。

- (2) 自然災害や感染症その他のやむを得ない事情により業務の一部中止や実施方法の変更を求める場合がある。

#### 6 プロポーザル項目

- (1) 事前準備、開催時PR、フォローアップを含めた「新規ファンの獲得・リピーター化」を促すプロセス構築の提案
- (2) 集客促進に効果的な食資源とアウトドアを組み合わせたPR手法、及びフェアの効率的で円滑な運営手法の提案

## 7 審査基準

審査の具体的項目及び配点は次のとおりとする。

審査項目		配点
(1) 実施体制・業務遂行能力		20点
ア	提案者の事業内容やこれまでの実績等から、本業務を確実に遂行できることが期待できるか。	10点
イ	業務を実施するのに必要かつ十分な体制となっているか。	5点
ウ	業務の実施スケジュール・経費積算は妥当か。	5点
(2) 企画提案の内容		100点
ア	るもいフェアの開催時期・場所・内容の設定について、新たな「るもいファンの獲得・リピーター化」を促すプロセスの構築という目的を踏まえつつ、集客が見込める内容等となっているか。	20点
イ	出展商品等の選定方法について、上述の目的を踏まえつつ、ビッグデータを活用した内容等となっているか。	20点
ウ	来場者のデータ収集・分析、及び開催実績等に基づくPR手法について、上述の目的を踏まえつつ、今後のフェアの開催やPR手法の提案に必要な情報が収集・分析できる内容等となっているか。	20点
エ	フェアにおける食資源とアウトドアを組み合わせたPR手法について、集客促進が期待できる内容等となっているか。	20点
オ	るもいフェアの開催運営について、効率的かつ円滑な運営や、効果的な周知広報が期待できる内容等となっているか。	20点

## 8 選定業者数

1社を選定する。

## 9 企画提案者の参加資格要件

(1) 単体法人又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。

(2) 単体法人及びコンソーシアムの構成者は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第167号）第167条の4の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと。

ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア)道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ)本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ)消費税及び地方消費税

- キ 次に掲げる届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）
- (ア)健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - (イ)厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - (ウ)雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加するものでないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

## 10 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望するものは、参加表明書及び添付資料を提出すること。

- (1) 提出書類 参加表明書、添付資料
- (2) 様 式 別添様式 1
- (3) 提出部数 参加表明書、添付資料とも 1 部
- (4) 提出期限 令和 5 年 5 月 31 日（水） 17 時（必着）
- (5) 提出場所 「15 問い合わせ」先まで
- (6) 提出方法 持参又は郵送（レターパック、特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による

## 11 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書、付属書類
- (2) 様 式 企画提案書 別添様式 2 による  
付属資料 A4 サイズの任意様式による
- (3) 提出部数 企画提案書、付属書類とも 7 部  
※1 部は提案者名を記載したもの。残り 6 部は提案者名を記載しないもの。  
文中にも記載しないように注意すること。
- (4) 提出期限 令和 5 年 6 月 15 日（木） 17 時（必着）
- (5) 提出場所 「15 問い合わせ」先まで
- (6) 提出方法 持参又は郵送（レターパック、特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による

## 12 企画提案書の作成方法

- (1) 別紙 2「企画提案書」を 1 ページ目とし、次ページに目次をつけ、以降、企画提案の内容とし、最後に別紙 3「事業予算精算書」としてご下さい。なお、別紙 2 の「主な業務経歴」欄には国又は地方公共団体と契約を締結し、確実に履行した雇用対策に係る主な実績を記載し、事業実績を示す書類（契約書及び報告書（必須）等）の写しを 1 部添付してご下さい。また、「業務処理体制」欄には本業務に関わる方全てについて必要な事項を記載してご下さい。
- (2) 企画提案書の様式は特に定めませんが、用紙の大きさは日本工業規格 A4 判とし、片面印刷にしてください。
- (3) 文章を補完するためにイラストや図表などを使用してもかまいませんが、社名やロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は一切入れないでください。
- (4) 企画提案説明書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現としてご下さい。
- (5) 企画提案の内容については、他からの転載を禁止します。
- (6) 提出された企画提案書の全部又は一部について、変更、追加及び削除はできません（委託者からの軽微な修正指示を除く）。

### 13 企画提案内容のヒアリング

- (1) 企画提案された内容について、プレゼンテーションを実施していただきます。日時、場所は別途通知します（6月19日（月）午後を予定）。
- (2) プレゼンテーションは、企画提案書に記載された内容についてのみとし、当該提案書に記載されていない事項の説明や追加資料の配付は認められません。
- (3) 企画提案書を提出した事業者が3社を超える場合には、企画提案による第一次審査を実施し、上位3社をプレゼンテーションへの参加事業者とします。

### 14 その他

- (1) 本公募型プロポーザルに係る説明会は実施しません。質問等がある場合は、個別に説明しますので担当課に問い合わせください。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とします。
- (3) 企画提案の採否については、文書で通知します。
- (4) 参加表明書の提出後に企画提案書を期日までに提出しない場合は、参加表明の撤回があったものと見なします。また、プレゼンテーションに参加しない場合も、同様に企画提案の意思がないものと見なします。
- (5) 提出された参加表書又は企画提案書等提出書類は、返却いたしません。委託事業者の選定のためだけに使用し、機密保持には十分配慮いたします。ただし、北海道情報公開条例による公文書開示請求がなされた場合は、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- (6) 採択決定後、提出された提案書及び補足資料並びに契約書類に記載された事業概要（図・写真を含む）、委託先・コンソーシアム構成員の名称、契約金額（支出内訳を含む）については、公表・活用する場合がありますので、当該部分の公表・活用についてはあらかじめ提案者の了解を得たものとして扱わせていただきます。
- (7) 提出された書類は、道において必要な場合、複製を作成することがあります。
- (8) 提出期限以降における参加表名書又は企画提案書の差替え又は再提出は認めません。  
（委託者からの軽微な修正指示を除く）

### 15 問い合わせ

北海道留萌振興局産業振興部農務課 主査（企画） 野口 順也

〒077-8585 北海道留萌市住之江町2丁目1-2

TEL : 0164-42-8490（直通）

FAX : 0164-42-4407

MAIL : noguchi.junnya@pref.hokkaido.lg.jp